

協会けんぽに
ご加入の皆さま

職員の
健康守子です

令和4年3月分
(4月納付分)からの
保険料率を
お知らせします



安心と健康のそばに

協会けんぽ

(全国健康保険協会)

愛媛支部の 健康保険料率は変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

10.22%

令和4年3月分(4月納付分)から

10.26%

介護保険料率も変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

1.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率10.26%のうち、6.83%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくをお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。



全国健康保険協会 愛媛支部
協会けんぽ

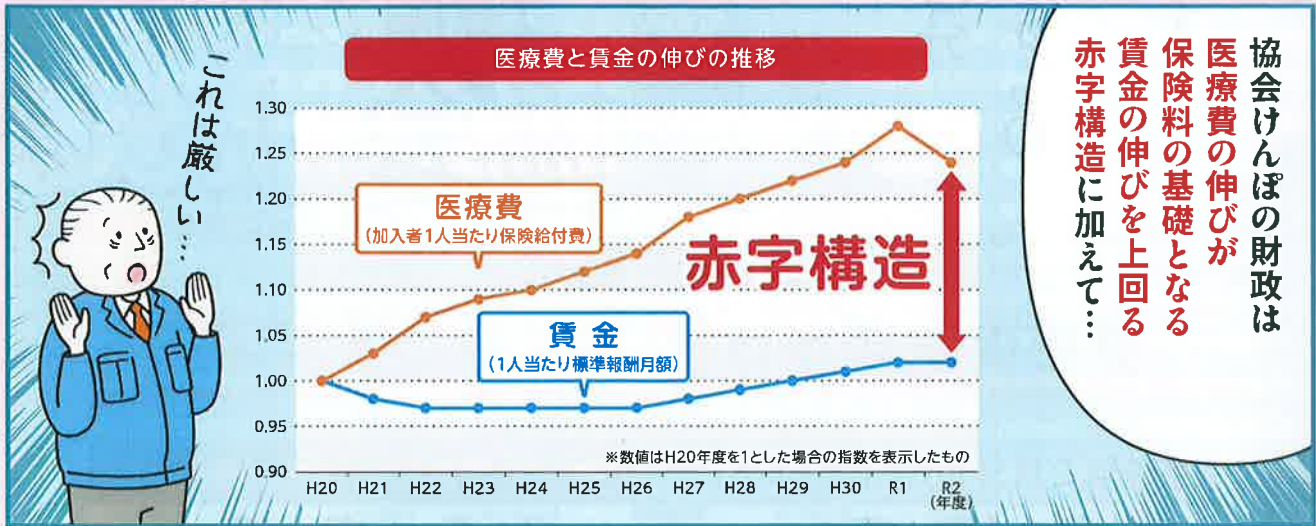
お問い合わせはこちらまで

TEL (代表) 089-947-2100 [受付時間] 平日8:30~17:15
〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階

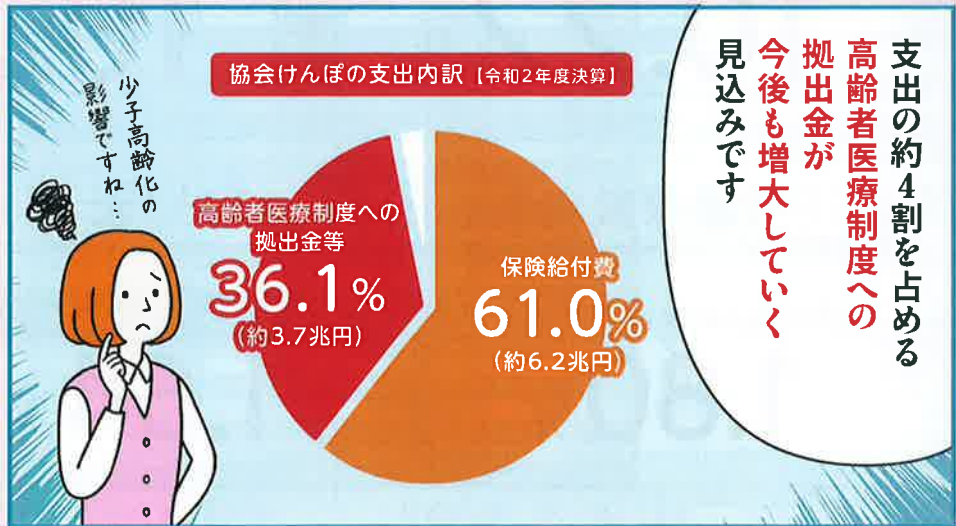
協会けんぽの主な支出である医療費は高齢化に伴い増加傾向が続いています

また、主に中小企業が加入する協会けんぽの保険料収入は景気変動の影響を受けやすいんです

保険料率の案内が来たけど協会けんぽの財政はどうなっているのかしら？



そこで皆さまに知っていただきたいことがあります



医療費を抑える取組か!

なるほど...

どんなことをすればいいのかな?

各都道府県の保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されます

つまり皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば保険料率の伸びを抑えることができます!

年一回の健診で健康状態をチエック!!

健診を受けることで
病気を早期に見えできたり
生活習慣を改善する
きっかけになります

ぜひ協会けんぽの実施している
生活習慣病予防健診を
ご活用ください

また協会けんぽに
事業者健診の結果をご提供
いただければ
健康づくりのサポートを
より一層進めることが
できますよ!

家族も含めて
健診は必ず
受けないと
いけないですね!!

健診結果を確認し特定保健指導の利用や早期受診で疾病の重症化予防を!!

生活習慣の改善が必要な方は
特定保健指導を受けましょう

保健師・管理栄養士が寄り添い
生活習慣の見直しを
サポートします

ぜひ従業員の皆さまに
特定保健指導をお勧めください!

また健診の結果
医療機関の受診を
勧められた場合には
早期に受診しましょう
疾病の重症化を防ぐ
ことにつながりますよ!

健診の結果を
確認して
行動することが
大事ですね!!

事業主の皆さまと一緒に従業員の健康を守る コラボヘルス!!

協会けんぽでは事業所における
従業員の健康状況などを
「事業所カルテ」というカタチで
見える化してお知らせしています

特に事業主の方が
健康づくりに積極的に取り組む
事業所であることを自ら宣言する
「健康宣言」を行っていただく
事業所カルテから
職場が抱える健康課題を抽出し
改善に向けた提案や
支援を行います

従業員の皆さまの
健康を守るために
「健康宣言」
してみませんか?

健康宣言は、

医療費を抑えるには
薬をジェネリックにしたり

かかりつけ医を
持つことも大切ですよね

そうなんです!!
これらの取組を
加入者・事業主の
皆さまに
取り組んで
いただくことが
保険料率の伸びを
抑えることに
つながります

ひとりひとりの
取組が
大きなチカラに
なるといね!!

あ、そうだ。
私はコラボヘルスについて
もっと知りたいのだが...

続きはWEBで
お待ちしております。

令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
 ・介護保険料率:令和4年3月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(愛媛県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			10.26%		11.90%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,950.8	2,975.4	6,902.0	3,451.0		
2	68,000	63,000	73,000	6,976.8	3,488.4	8,092.0	4,046.0		
3	78,000	73,000	83,000	8,002.8	4,001.4	9,282.0	4,641.0		
4(1)	88,000	83,000	93,000	9,028.8	4,514.4	10,472.0	5,236.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,054.8	5,027.4	11,662.0	5,831.0	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,670.4	5,335.2	12,376.0	6,188.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,286.0	5,643.0	13,090.0	6,545.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,106.8	6,053.4	14,042.0	7,021.0	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,927.6	6,463.8	14,994.0	7,497.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,748.4	6,874.2	15,946.0	7,973.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,569.2	7,284.6	16,898.0	8,449.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,390.0	7,695.0	17,850.0	8,925.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,416.0	8,208.0	19,040.0	9,520.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,442.0	8,721.0	20,230.0	10,115.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,468.0	9,234.0	21,420.0	10,710.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,494.0	9,747.0	22,610.0	11,305.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,520.0	10,260.0	23,800.0	11,900.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,572.0	11,286.0	26,180.0	13,090.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,624.0	12,312.0	28,560.0	14,280.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,676.0	13,338.0	30,940.0	15,470.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,728.0	14,364.0	33,320.0	16,660.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,780.0	15,390.0	35,700.0	17,850.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,832.0	16,416.0	38,080.0	19,040.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,884.0	17,442.0	40,460.0	20,230.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,936.0	18,468.0	42,840.0	21,420.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,988.0	19,494.0	45,220.0	22,610.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	42,066.0	21,033.0	48,790.0	24,395.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	45,144.0	22,572.0	52,360.0	26,180.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	48,222.0	24,111.0	55,930.0	27,965.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	51,300.0	25,650.0	59,500.0	29,750.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	54,378.0	27,189.0	63,070.0	31,535.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	57,456.0	28,728.0	66,640.0	33,320.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	60,534.0	30,267.0	70,210.0	35,105.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	63,612.0	31,806.0	73,780.0	36,890.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	66,690.0	33,345.0	77,350.0	38,675.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	69,768.0	34,884.0	80,920.0	40,460.0		
37	710,000	695,000	730,000	72,846.0	36,423.0	84,490.0	42,245.0		
38	750,000	730,000	770,000	76,950.0	38,475.0	89,250.0	44,625.0		
39	790,000	770,000	810,000	81,054.0	40,527.0	94,010.0	47,005.0		
40	830,000	810,000	855,000	85,158.0	42,579.0	98,770.0	49,385.0		
41	880,000	855,000	905,000	90,288.0	45,144.0	104,720.0	52,360.0		
42	930,000	905,000	955,000	95,418.0	47,709.0	110,670.0	55,335.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	100,548.0	50,274.0	116,620.0	58,310.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	105,678.0	52,839.0	122,570.0	61,285.0		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	111,834.0	55,917.0	129,710.0	64,855.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	117,990.0	58,995.0	136,850.0	68,425.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	124,146.0	62,073.0	143,990.0	71,995.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	130,302.0	65,151.0	151,130.0	75,565.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	136,458.0	68,229.0	158,270.0	79,135.0		
50	1,390,000	1,355,000	~	142,614.0	71,307.0	165,410.0	82,705.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.26%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和4年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

<p>○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合</p> <p>①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。</p> <p>②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。</p> <p>(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。</p> <p>○納入告知書の保険料額</p> <p>納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。</p> <p>○賞与にかかる保険料額</p> <p>賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。</p> <p>また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。</p> <p>○子ども・子育て拠出金</p> <p>事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)</p> <p>この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。</p>
